

米国の関税政策の影響について

グローバルEV関連株ファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 愛称：EV革命

平素より「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり） / （為替ヘッジなし）愛称：EV革命」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

以下、当ファンドのマザーファンドを実質的に運用しているロベコ・スイス・エージーからの情報を基に、足元の状況や今後の運用方針等をご報告申し上げます。

※以下、「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり）」を（為替ヘッジあり）、「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジなし）」を（為替ヘッジなし）ということがあります。

トランプ大統領、大規模な関税政策発表

- 2025年4月2日、トランプ大統領は大規模な関税政策を発表しました。
- 今回の関税は、**米国製品に対して他国が課している税と釣り合いを取ることを目的**としており、トランプ大統領は、関税政策によって米国の製造業が復活し、雇用が守られ、不公平な貿易協定が是正されると主張しています。
- **米国に輸入される全ての製品に少なくとも10%の関税を課す**と発表し、米国の貿易赤字額が大きい10数か国に対してはさらに高い関税を課し、関税率は対中国が34%、欧州連合（EU）は20%、日本は24%等になります。
- **米国の輸入自動車への関税は4月3日から25%の関税措置が課せられ、5月3日からはほぼすべての輸入自動車部品に25%の関税を課せられる予定**です。ただし、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）に準拠した車両は米国産の部品とみなされます。また、自動車関税は他の相互関税に追加されるものではありません。

米国が公表した相互関税の税率

国・地域	税率	国・地域	税率
ベトナム	46%	韓国	25%
タイ	36%	日本	24%
中国	34%	欧州連合（EU）	20%
台湾	32%	英国	10%
インド	26%	ブラジル	10%

（注）国・地域は一部抜粋。

（出所）米ホワイトハウスの資料を基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

当ファンドへの影響は？

- 当ファンドは、EV（電気自動車）関連企業の株式に投資しているため、特に自動車への関税措置が関係するといえますが、**直近では米国へ輸出している自動車メーカーへの投資はありません。**
- **当ファンドで保有している中国のEVメーカー（BYD、リープモーター、シャオペン）は中国市場をターゲットとしており、米国でEV販売事業を行っていません。**2024年5月にバイデン政権が中国製EVに100%の関税を課したこともあり、米国での事業は計画しておらず関税の影響は限定的とみられます。当ファンドで年初来好調なパフォーマンスで推移しているのは中国EVメーカーです。
- 当ファンドで保有している米国EVメーカーの**テスラは、米国で販売される車両は米国内で製造しています。**ただし、輸入部品については、製造コストの増加につながる可能性があります。

組入EVメーカーの株価推移（2024年9月30日～2025年4月4日、日次）



今後の運用方針

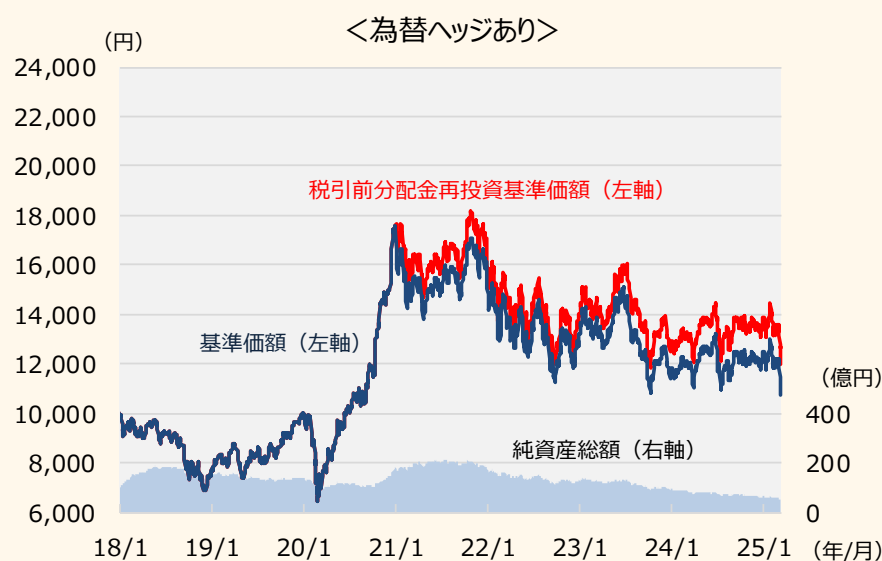
- 当ファンドはボトムアップによりEV関連銘柄の成長性、バリュエーションを鑑み銘柄選択を行っています。トランプ政権以降、多くの政策が発表され、**今後また追加的な政策発表がある可能性が高く、多くの変動要素を抱えており、市場もその影響を受けて大きく変動する可能性**があります。引き続き米国の動向には特に注視して運用してまいります。
- このようなネガティブなニュースもあるなか、**欧州では2025年から車両に対するCO₂排出規制がさらに厳しくなり、EV販売は上向き始めています。**欧州自動車メーカーは規制をクリアしないと罰金を課せられる可能性があるため、EV販売にシフトしているとみられます。欧州におけるEVの販売をみると、1月は前年同月比37%増、2月は同26%増となりました。
- 世界最大のEV市場である**中国も滑り出しは順調**です。1-2月のEVの新車販売台数は前年同期比52%増の112万3,000台でした。輸出は同11%増でBYDなどで台数が伸びました。
- **米国はEV市場が相対的に小さいため、EV促進策撤廃の影響は限定的**とみています。一方で米国では自動運転の進展が期待されています。自動運転は、私たちの生活を大きく変えるAI（人工知能）の応用といえます。
- 2024年にロボットタクシー・サービスが試験的に始まり、テスラがロボットタクシーを発表しました。2025年には主に米国南部と中国で同サービスが普及する見込みです。**2025年は、自動運転が経済的に重要な役割を持つようになり、EVが世界的にシェアを拡大する年になると予想**されます。

※ 上記は組入銘柄の例であり、当ファンドにおいて今後も当該銘柄の保有を継続するとは限りません。また、当該銘柄を推奨するものではありません。

※ 上記は過去の実績および将来の予想、当資料作成時点の見通しおよび運用方針であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。

また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。運用方針は今後、予告なく変更される場合があります。

基準価額と純資産総額の推移（2018年1月24日（設定日）～2025年4月4日）

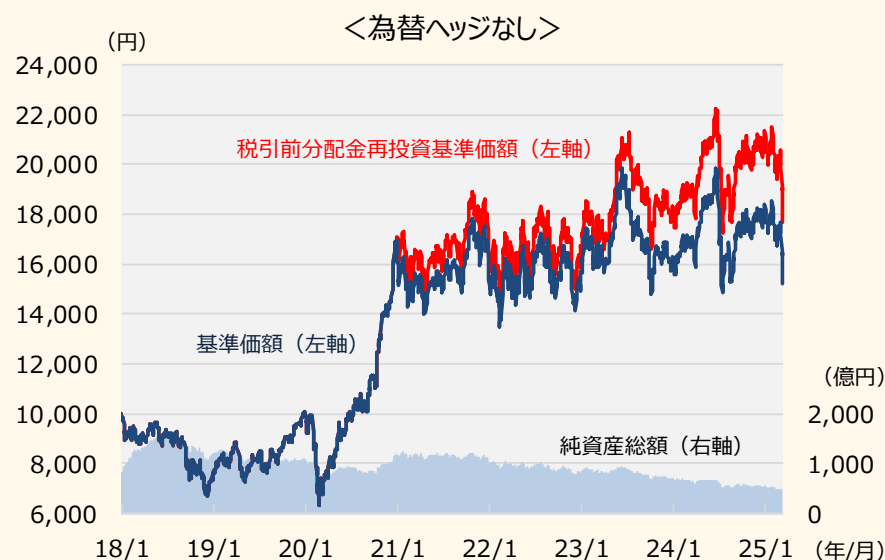


（2025年4月4日現在）

税引前分配金
再投資基準価額
11,981円

基準価額
10,785円

純資産総額
約51億円



（2025年4月4日現在）

税引前分配金
再投資基準価額
17,649円

基準価額
15,213円

純資産総額
約438億円

（注1）基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

（注2）税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

（注3）（為替ヘッジあり）の分配金（1万口当たり、税引前）は設定来累計（2025年4月4日現在）で1,650円です。（為替ヘッジなし）の分配金（1万口当たり、税引前）は設定来累計（2025年4月4日現在）で2,650円です。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

ファンドの特色

※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいたします。

グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり）：為替ヘッジあり

グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジなし）：為替ヘッジなし

- マザーファンドへの投資を通じて、EV（電気自動車）関連企業の株式に実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。
 - 「グローバルEV関連株マザーファンド」への投資を通じて、EV（電気自動車）の進化や発展に伴い、恩恵を受けられる企業に投資します。
 - 銘柄の選定にあたっては、個々の企業の成長性や株価のバリュエーションを考慮します。
 - マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、ロベコ・スイス・エーゲーへ委託します。
 - 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドからお選びいただけます。

（為替ヘッジあり）

 - 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
 - ※一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引（ただし、為替変動リスクを回避する目的に限りです。）を行うことがあります。

（為替ヘッジなし）

 - 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
 - ※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。
 - 毎年1月、7月の23日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として分配を目指します。
 - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ ファンドは、委託会社が定義する「ESG投信」に該当します。
- 委託会社におけるESG投信の定義および該当ファンドは、ESG投信の規制動向、ESGに関する国内外の情勢、委託会社の認定基準の見直し等により、今後、変更となる場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 為替変動リスク

為替ヘッジあり

【為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

また、一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引を行うことがあるため、為替変動の影響を受けることがあります。

なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

為替ヘッジなし

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、特定のESGテーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定のESGテーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該ESGテーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- ESG投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2018年1月24日設定）

決算日

毎年1月、7月の23日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金支払いコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- 英国証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

スイッチング

販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30%（税抜き3.00%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.793%（税抜き1.63%）の率を乗じた額です。
 - その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。
投資顧問会社	マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。 ロベコ・スイス・エーゲー

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		※1
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○		○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		※2
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第191号	○					
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長（金商）第1号	○					
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第8号	○					
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○					
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○		
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○					
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	○					
西日本シティT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○					
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			※3
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		※2

備考欄について

※1：（為替ヘッジあり）のみのお取扱いとなります。※2：金融商品仲介業者経由のみでのお取扱いとなります。※3：（為替ヘッジなし）のみのお取扱いとなります。

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2025年4月4日



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.